

平成24年度 第1回 知多市都市計画審議会 会議録

日 時 : 平成24年11月20日(火) 午後1時30分～2時15分

場 所 : 知多市役所 3階 協議会室

出席者 : 委員

(市議会議員) 安藤里美、大村聡、島崎昭三、勝崎泰生、小坂昇

(学識経験者) 馬田秀樹、鈴木功、神谷憲敏、大橋昇、松本卓郎

(市長が特に必要と認める者) 三輪了三代理 堀野正和、吉房瞳、山本香代子、

竹内より子

市 長 加藤 功(途中退席)

事務局 早川昌典(都市整備部長)、柴川芳広(都市政策課長)

吉川慎吾(副課長)、村川美代子、松岡浩平

【事務局(都市政策課長)】

定刻になりましたので、平成24年度第1回知多市都市計画審議会を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中を都市計画審議会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。私は、都市政策課長の柴川芳広でございます。審議会の事務局を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

さて、委員のみなさま方におかれましては、本年度から2年間の任期にて、本審議会の委員にご就任いただいております。そこで、お手元の名簿の順に自己紹介をお願いしたいと思います。安藤委員からお願いいたします。

(各委員自己紹介及び事務局員紹介)

【事務局(都市政策課長)】

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

(資料の確認)

不足がございましたら、事務局にお申し出てください。よろしいですか。

本会は、平成24年度第1回の審議会であり、現在、会長職は空席となっております。会長が、選任されるまでの間、知多市都市計画審議会運営規程第5条により、前任の会長若しくは副会長が、議長を行うことになっております。前会長が辞任されま

したので、前副会長の鈴木功委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【議長】

それでは、ご指名をたまわりましたので、ただいまより平成24年度第1回知多市都市計画審議会を開会いたします。本日の出席委員は14名でございます。会議開催のための定足数である委員数の過半数に達しており、審議会は成立しております。

それでは、議事に先立ちまして、本日の会議の議事録に署名していただく委員の方をご指名させていただきたいと思います。議事録署名者には、大村聡委員と山本香代子委員を指名させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、ここで市長より、ごあいさつをいただきたいと思います。

【市長】

みなさんこんにちは。開会にあたりまして一言、ご挨拶を申し上げます。

皆さん、本日は大変お忙しいところ、平成24年度第1回知多市都市計画審議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、平素は本市行政に格別のご指導、ご鞭撻を賜り厚く御礼を申し上げます。皆様には、今年度より2年間、新たに委員にご就任頂きました。この会議は、知多市の都市計画を決定する重要な会議でありますので、よろしくお願いいたします。

本日、皆様方にお諮りいたします案件でございますが、「知多都市計画 生産緑地地区の変更について」で、市決定案件の議案となっております。具体的な内容につきましては、のちほど事務局より説明させていただきますので、委員の皆様におかれましては、慎重にご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。また、審議の他に、知多市の今後の発展に寄与するものと期待されます西知多道路について、計画原案が固まりましたのでご報告申し上げます。

最後になりましたが、今後の都市計画行政につきましても、本審議会での皆様方の貴重なご意見を参考に進めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。ご挨拶にかえさせていただきます。

【議長】

ごあいさつ、ありがとうございました。

次に、次第「2 会長の選出について」に移らせていただきます。

現在、会長席が空席となっておりますので、会長選出をお願いするわけでござい

すが、知多市都市計画審議会条例第4条第2項の規定により、「会長は委員のうちから互選により定める」となっております。互選方法について、ご提案いただきたいと存じますが、いかがでございましょうか。

【小坂委員】

指名推薦の方法をご提案させていただきます。

【議長】

ただいま小坂委員から「指名推薦の方法を採ったらいかがか」というご発言をいただきましたが、他にご意見ございませんか。

【議長】

ないようですので指名推薦の方法でご異議ございませんか。

【委員】

異議なし

【議長】

異議はないものと認め、会長選出は指名推薦の方法で決定させていただきます。

それでは会長選出について、どなたか推薦をお願いいたします。

【勝崎委員】

商工会副会長の馬田秀樹さんを推薦いたします。

【議長】

ただいま馬田秀樹委員を会長に推薦する声がありましたが、他に推薦はございませんか。

【議長】

ないようですので、馬田委員を会長に推薦することにご異議ございませんか。

【委員】

異議なし

【議長】

それでは、知多市都市計画審議会 会長は馬田秀樹委員でよろしければ、拍手にてご承認をお願いいたします。

【委員全員】 (拍手)

(馬田新会長、会長席へ移動)

【会長】

ただいま委員のみなさまのご推薦により、本審議会の会長にご指名いただきました、馬田秀樹でございます。この会長職は都市計画にかかわる大変重要な役目でございますので、精一杯努めさせていただき所存でございます。市民の幸福の最大化を目指して努めさせていただきますので、よろしく願いいたします。これで、会長就任のあいさつとさせていただきます。

それでは、知多市都市計画審議会条例第5条第2項により、会長が議長となることとなっておりますので、ここからは私が議長を務めさせていただきます。みなさまのお手元の次第に沿って議事を進めさせていただきます。

次第「3 副会長の指名について」を議題といたします。知多市都市計画審議会条例第4条第3項により、「副会長は委員のうちから会長が指名する」こととなっておりますので、改めて私から副会長を指名させていただきます。副会長は、鈴木功委員にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

【会長】

副会長のあいさつをお願いいたします。

【副会長】

ただいま副会長という重責を仰せつかりました、鈴木功でございます。会長をしつかりと補佐してまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。次に、市長より審議案件のご提案がございます。

【市長】

知都発第33号

平成24年11月20日

知多市都市計画審議会 会長 馬田秀樹 様

知多市長 加藤 功

知多都市計画生産緑地地区の変更（知多市決定）について

このことについて、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、貴審議会の議決を求めます。

よろしく願いいたします。

【会長】

ただ今、市長から当審議会に審議案件のご提案がございました。内容につきましては、ただ今お聞きのとおりでございますので、よろしく申し上げます。

ここで、市長につきましては、他の所用があり、退席されますのでよろしく申し上げます。

(市長退席)

【会長】

ただ今のご提案を受けまして、ご審議いただくわけでございますのでよろしく申し上げます。

それでは、次第「4 審議」に入らせていただきます。

事務局より議案第1号「知多都市計画生産緑地地区の変更（知多市決定）について」の説明をお願いいたします。

【事務局（都市政策課副課長）】

議案第1号 知多都市計画生産緑地地区の変更（知多市決定）について、説明させていただきます。

右肩番号の1をお願いします。本議案は、知多市決定の都市計画の変更です。都市計画生産緑地地区の面積を、20.7ヘクタールに変更するものです。次に理由でございますが、生産緑地地区は、市街化区域内に存する農地等のうち、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効果があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している土地について、生産緑地法の本旨にのっとり、生産緑地地区を指定していますが、同法第14条の生産緑地地区内における制限の解除が行われたものについて、一部の区域を変更するものです。位置及び区域については、お手元の右肩番号4と5に黄色で表示してある区域ですので、あわせてご覧ください。

議案の詳細につきましては、右肩番号2の参考資料1をご覧ください。はじめに生産緑地地区概要について説明させていただきます。1の生産緑地地区についての（1）生産緑地とは、市街化区域内にある農地等の農業生産活動に伴う緑地機能に着目して、公害や災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図ることを目的としております。次に（2）生産緑地地区の指定要件ですが、農林漁業の用に供されている農地等であって、次の3つの要

件をすべて満たす必要があります。1つ目は、アの「災害を防止したり、都市の環境の確保に効用があつて、公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること。」2つ目は、イの「面積が一団で500平方メートル以上であること。」3つ目は、ウの「農林漁業の継続が可能な条件を備えていること。」です。次に、(3)生産緑地地区内における行為の制限ですが、生産緑地地区内は、農地等として管理することを義務づけられておりますので、建築物等の建築や土地の形質の変更などは、原則としてできません。以上が生産緑地地区に関する概要です。

それでは、今回の変更内容についてご説明いたします。2の「変更する生産緑地地区の面積内訳と理由」についてですが、2地区で2件あります。1件目は、「寺本台」地区で寺本台二丁目地内の一団地です。位置は右肩番号4の計画図になりますので、あわせてご覧ください。団地の番号は「1-7」です。変更前の面積522平方メートルをすべて除外するものです。()内は、筆数を示しています。変更理由としましては、主たる従事者の故障により買取り申出を受け、買取り及び斡旋の不成立によるものです。2件目は、「八幡」地区で、字名は中島と宗作にまたがる一団地です。位置は右肩番号5の計画図になりますので、あわせてご覧ください。団地の番号は「2-13」です。変更前の面積828平方メートルをすべて除外するものです。変更理由としましては、主たる従事者の死亡により買取り申出を受付しましたが、買取り及び斡旋の不成立によるものです。以上2地区の合計で、1,350平方メートルを除外するものです。除外する筆数は、5筆となります。

次に3の「生産緑地地区指定状況表(平成24年12月予定)」ですが、1行目の生産緑地地区面積は、左側の面積内訳から除外する面積の合計1,350平方メートルを()内に記載した平方メートル単位で差し引きし、206,745平方メートルになります。これをヘクタール単位で表示すると、20.7ヘクタールになります。生産緑地地区の面積は、ヘクタール単位で表示しますので、従前の、20.8ヘクタールからの増減は0.1ヘクタール減となります。2行目の生産緑地地区一団の数は、従前の146団地から2団地減で、変更後は144団地となります。3行目の生産緑地地区の筆数ですが、昨年度の本審議会にて537筆とご説明いたしましたが、1筆が2筆に分筆されましたので、現在は、538筆となっております。よって、今回の変更で538筆から合計5筆の減で533筆となります。4行目の市街化区域内農地面積は、0.1ヘクタール減の、79.1ヘクタールに、また、5行目の市街化区域

内農地面積Bに対する、生産緑地面積Aの割合は、B分のAとして、26.1パーセントとなっております。

最後に、本日、お配りしました「縦覧結果」をご覧いただきたいと存じます。本案件につきましては、11月1日から15日までの2週間、都市計画法第17条に基づき、公衆への縦覧を実施いたしました。縦覧者、意見書の提出ともにございませんでした。

以上で、議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

【会長】

ただ今、議案第1号「知多都市計画生産緑地地区の変更（知多市決定）について」事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

【小坂委員】

一点質問させていただきます。生産緑地につきましては、税の優遇措置がなされているところですが、今回生産緑地の指定が解除されることによりまして、税金はどのようになるのでしょうか。

【事務局（都市政策課副課長）】

ただいまのご質問でございますが、税務課の課税資料によりますと、解除前の生産緑地の平均税額は、農地課税でございまして、固定資産税と都市計画税を合わせて、1平方メートルあたり約1円となっております。解除後の平均税額は、宅地課税となりますので、固定資産税と都市計画税を合せて、平均約185円となります。今回2団地、1,350平方メートルの解除によりまして、概算で約25万円の税収増となります。以上で説明を終わります。

【会長】

ただいま事務局より、説明をしていただきました。小坂委員よろしいですか。

【小坂委員】

ただいまのご説明で、今回の解除により市の税収が25万円増えるということがわかりました。生産緑地に指定されている団地が100以上あるということですが、生産緑地として指定され税の優遇を受けているにもかかわらず、適切に管理されておらず荒れているものもあるかと思えます。荒れたままになっている団地についてはどのような対応をされているのでしょうか。

【事務局（都市政策課副課長）】

生産緑地につきましては、農地等として適切に保全・管理されているか毎年一度、都市政策課で現地調査を実施しております。平成24年度の調査におきましては、全146団地の生産緑地のうち、3団地で竹の侵食や熊笹の密生が確認されました。このように荒れている団地につきましては、農業委員会とも連携をいたしまして、農業委員さんからご指導をいただく場合もございます。また、改善が見られない場合につきましては、都市政策課より書面などで、生産緑地としての適切な保全・管理に努めていただくようお願い申し上げます。以上でございます。

【小坂委員】

ご説明ありがとうございました。税制面での優遇があるにもかかわらず、生産緑地として機能していない団地があるという事実を一般市民が知った場合、大きな不公平感を与えるかと思えます。これは要望とさせていただきますが、このような不公平感を市民に与えないため、生産緑地は生産緑地としてきちっと機能するよう、引続きご指導をよろしくお願いいたします。

【会長】

小坂委員ありがとうございました。要望も含めてご意見をいただきました。

【事務局（都市政策課副課長）】

市といたしまして、年に一度現地は確認させていただいておりますが、今後とも生産緑地の管理のための適切な指導など行ってまいります。ありがとうございました。

【会長】

その他に委員の方でご質問はございませんか。

【竹内委員】

生産緑地の指定要件のなかに、公害や災害の防止に効果があることとありますが、生産緑地の解除に伴いこのような効果がだんだん失われることにより、何か影響はないのでしょうか。

【事務局（都市政策課副課長）】

例えば災害時に生産緑地地区が避難場所としての空地として機能することに着目されたご意見かと思えます。生産緑地の解除要件は、指定から30年の経過や農業の主たる従事者の死亡又は故障となっており、簡単に解除できるものではございません。従いまして、今後生産緑地が急激に減少することはないと見込み、生産緑地の空地機

能に今のところ支障はないものと考えております。

【竹内委員】

ありがとうございました。

【会長】

その他に委員の方でご質問はございませんか。

【神谷委員】

ただいま事務局より、生産緑地の解除要件は指定より30年の経過とご説明がありました。一度生産緑地に指定されると相続税の納税猶予を受ける場合と同じように生涯にわたり営農を継続しなければならないようになったと聞いておりますが、このことにつきまして、ご説明をお願いいたします。

【事務局（都市政策課副課長）】

納税猶予の適応を受ける場合は、生涯の営農継続が義務化されると聞いておりますが、生産緑地の解除要件につきましては、これまでに生産緑地法及び関連法令に大きな変更はなく、指定から30年を経過しなければ生産緑地の買取り申出は認められませんので、よろしくをお願いいたします。

【会長】

その他にご質問はございませんか。

特に質問はないようですので、採決に移らせていただきます。議案第1号「知多都市計画 生産緑地地区の変更（知多市決定）」について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

【委員全員】（挙 手）

【会長】

ありがとうございました。全員の賛成の挙手を得ましたので、本案件につきましては、原案のとおり可決されました。議案の審議が終了いたしましたので、事務局が答申案をお配りいたします。しばらくお待ちください。

（事務局 答申案作成・配布）

【会長】

ただいま、事務局が答申案を配布いたしましたとおり、議案第1号につきましては、「原案のとおり可決」ということで、委員を代表いたしまして会長の私から、審議会終了後に市長に答申いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

続きまして、次第「5 報告事項」に入ります。

【事務局（都市政策課副課長）】

それでは、「西知多道路等に係る都市計画の原案」について説明させていただきます。この「西知多道路」は、愛知県が都市計画決定に向けて進めている地域高規格道路の自動車専用道路でございます。

本日配布の資料1をご覧ください。はじめに西知多道路の都市計画原案に関する地元説明会についてご説明いたします。この地元説明会は、都市計画法第16条1項に基づき、住民のみなさまの意見を反映させるために開催するものです。ブルーの着色が全体説明会、黄色の着色が地区別説明会の日程でございますが、知多市におきましては、表にありますとおり、全体説明会を12月2日午前10時より勤労文化会館のやまももホールで開催いたします。地区別説明会の開催は、12月8日午前10時より日長1区公民館の集会室、同日午後3時より新舞子の地域文化センターのホール、12月9日午後3時より南粕谷小学校の生涯学習ルームとなっております。また、地元説明会に先立ち、11月16日から30日までの2週間、県都市計画課および関係三市において、原案の閲覧を行っています。この原案の閲覧とは、住民のみなさまがあらかじめ図面をご覧になられたうえで、説明会にお越しいただけるよう配慮し実施するものです。

つづきまして、本日配布の資料2をご覧ください。今後の都市計画決定のスケジュールについてご説明いたします。左側に「都市計画の流れ」を、右側に「環境影響評価の流れ」をフローで示しております。「都市計画の流れ」の上部中央に「現在はこの段階」という赤いマークがありますが、黄色で塗られています都市計画原案の説明会終了後、都市計画案を作成します。その後、国土交通省及びその他関係機関との調整を行ったのち、右側の環境影響評価準備書と併せて公告の日から1ヶ月間縦覧します。意見書の受付は、縦覧期間の1ヶ月プラス2週間行います。また、縦覧期間中には、環境影響評価準備書の説明会も別途予定しております。ここまでが平成24年度の予定でございますが、平成25年度中には両方同時に県の都市計画審議会に諮ることができるよう手続きを進めていく予定と聞いております。

それでは、次に西知多道路の計画について説明させていただきます。本日配布のパンフレットを開いていただき、左側の計画概要のページをご覧ください。西知多道路は東海市から常滑市に至る延長約19キロメートルの自動車専用道路で、伊勢湾岸自

動車道や名古屋高速道路、知多横断道路などと接続することにより、名古屋都市圏の自動車専用道路網を形成し、知多地域のみならず広く名古屋都市圏の今後の発展に寄与するものと期待されており、今回都市計画道路として位置づけるものです。右側には、西知多道路に関連して変更する都市計画道路を掲載しています。知多市におきましては、県決定の5路線と市決定の2路線の7路線が対象となります。

次に、図面を見ながら説明いたしますので、パンフレットをさらに開いていただき中の図面をご覧ください。ルートはこれまで250メートル幅のルート帯で表示しておりましたが、今回都市計画原案が固まりましたので、道路の計画位置を青色の実線で表示しております。図面は左側が北でございます。左側の東海ジャンクションから右側の常滑ジャンクションまでの約19キロメートルのうち、現在の西知多産業道路の東海ジャンクションから長浦インターチェンジまでの区間を北部区間とし約9キロメートル、長浦インターチェンジから常滑ジャンクションまでを南部区間とし約10キロメートルとしております。北部区間の構造は地表式6車線で、現在4車線で供用しています西知多産業道路を6車線に拡幅する計画です。北部区間のインターチェンジにつきましては、既存の他に新たに、知多市では寺本インターチェンジが新設されます。なお長浦インターチェンジにつきましては、常滑方面へも降りられる構造とし利便性の向上を図ります。次に南部区間でございますが、長浦インターチェンジを過ぎたあたりから内陸部に入るルートで新設区間となります。南部区間のルートを決めるに当たりましては、極力支障物件が少なく、できる限り環境に配慮して決定したと聞いております。南部区間の構造は4車線で、嵩上げ式の橋梁構造と地表式の盛土、切土構造および地下式のボックス構造で計画しております。インターチェンジにつきましては、知多市では日長インターチェンジと金沢インターチェンジが新設されます。なお、日長インターチェンジにつきましては、名古屋方面のみへ乗り降りできる構造としております。南部区間の線形ですが、長浦駅南の集落を過ぎたあたりから内陸部に入り、日長地区では、東海マリンの約150メートル北側で国道155号と交差し、旭北小学校の約80メートル南側を通ります。その後、都市計画道路新舞子大興寺線と東海知多線の交差点付近を通過し、新舞子台団地の西側を通り、知多高校跡地付近に金沢インターチェンジが新設され東海知多線に接続される予定でございます。南粕谷地区では県道南粕谷半田線を交差し親池の西側を通ります。集落の中を通るため騒音に配慮し、県道の約70メートル手前から親池の堤防近くまでの約370メートル

の区間で地下式のボックス構造となります。その後は、矢田川の上を橋梁構造で交差し、知多市区間は終わりとなります。

続きまして、西知多道路に関連する都市計画道路について、ご説明いたします。パンフレットに掲載の一覧表と合わせてご覧ください。図面では、変更箇所は朱色の道路となっています。知多市の北側から、図面では左側の路線から順にご説明いたします。西知多産業道路線の東側に並走する知多西部線ですが、西知多道路が新設されますので、北部区間から内陸部に入る長浦インターチェンジを過ぎたあたりまでの区間が廃止となります。八幡亥新田線ですが、西知多道路寺本インターチェンジ新設と知多西部線の区間廃止により起点の位置と道路形状が変更となります。朝倉線は、西知多道路の追加により、知多西部線が区間廃止となるため、起点の位置が、知多西部線の東端から、インターチェンジ立体交差の西端に変更となるものです。知多刈谷線も、西知多道路の追加により、知多西部線が区間廃止となるため、起点の位置が、古見駅付近の知多西部線の東端から、東海知多線の坊の下交差点の位置に変更となるものです。これにより、知多西部線から東海知多線までの区間が廃止となります。知多西尾線も、西知多道路の追加により、知多西部線が区間廃止となるため、現在の起点の位置が、知多西部線の東端から、長浦インターチェンジ立体交差の西端に変更となるものです。東海知多線は、西知多道路の金沢インターチェンジ新設に伴い、西知多道路の連結道路との交差点が新設されるため、交差点部の道路が拡幅となり、道路区域が変更となるものです。新舞子大興寺線は、西知多道路との立体交差箇所が追加されるため、構造事項が変更となるものです。なお、このパンフレットの図面は、縮尺約3万5千分の1ですが、11月30日まで行っている原案の閲覧では、参考ではありませんが、縮尺2千5百分の1の図面を準備いたしまして、インターチェンジの形状や、道路の構造形式、法面の影響範囲などがわかる図面を合わせて閲覧しておりますので、よろしく願いいたします。以上で説明を終わります。

【会長】

ありがとうございました。ただいま、資料をご覧いただきながら、西知多道路に関する都市計画の原案ということで事務局から報告がありました。何かご質問はございませんか。

特に、質問はないようですので、以上で報告事項については、終了させていただきます。

続きまして、次第「6 その他」に入ります。事務局お願いいたします。

【事務局（都市政策課副課長）】

今年度の都市計画審議会につきましては、今のところ案件はなく、開催の予定はございません。

最後に、本日の会議の議事録につきましては、さきに指名させていただきました委員の方にご確認、ご署名いただき、ホームページで公表してまいりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

【会長】

他にございませんか。

【吉房委員】

会長、要望事項がありますがよろしいですか。

【会長】

どうぞ。

【吉房委員】

2点よろしくお願いいたします。

三連動地震が取りざたされるなか、知多市の給水所は加木屋断層の上にあると噂されておりますが、真偽の程を専門家の方に調べていただきますようご要望申し上げます。また、平成23年12月14日の厚生労働省の水道管調査によりますと、耐震化率が他の市町村と比べて大変低く、8.1%となっております。知多市には一箇所しか給水所がありませんので、加木屋地区における震災被害が給水施設を破壊した場合、津波とは別の被害をもたらすことが懸念されます。さらに、現在市が保有する3台の給水車で、災害時に十分な水を供給することはできないと思われまます。東北の大震災を見ても、被災者が一番困っていたのは水です。私も昭和34年の伊勢湾台風のときに、深刻な水不足を経験しておりますが、そのときに住民のみなさんがバケツを持って、避難所である学校の井戸に水を汲みに来ていたことを記憶しております。調べたところ、井戸は一基につき20万円ほどで設置できるそうです。一度には大変ですが、市内の小中学校に少しずつ井戸を設置していただきますよう強く要望申し上げます。

【会長】

ただいま吉房委員からご要望がございました。ありがとうございます。ご要望の内容に関しましては、後ほど事務局より関係課へ周知いたしますので、よろ

しくお願いいたします。

本日は、ご熱心に審議進行へのご協力をいただきまして、ありがとうございました。

終わりに、事務局、何かございますか。

【事務局（都市政策課長）】

事務局から一言、お礼を申し上げます。会長の馬田さんにおかれましては、長時間に渡り、議事の進行を、ありがとうございました。また、委員のみなさま方におかれましても、ご熱心なご審議ありがとうございました。この会議を含めまして、今後の本市の都市計画関係につきましても、みなさま方のご支援をお願いし、本日は終了したいと思います。どうもありがとうございました。